

第2章 みどりの保全と創出

第1項 みどり豊かなまちづくりのために

1 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例など

(1) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

区は、民有地の樹林を保全するために、全国の自治体に先駆けて憩いの森（市民緑地）制度を創設しました。これを契機として昭和 52 年には、「みどりを保護し回復する条例（昭和 52 年 3 月 29 日条例第 1 号）」を制定し、みどりのまちづくりを進めてきました。

その後、練馬のみどりを取り巻く環境が著しく変化したため、新しい緑化制度等を盛り込んだ「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成 19 年 12 月 17 日条例第 79 号）」を新たに制定しました。

(2) 練馬区みどりの総合計画の策定

区は、平成 10 年に都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を策定し、総合的に緑化施策を進めてきました。平成 21 年には、みどりの実態や社会動向、関連する法制度の状況を踏まえ、基本計画を改定しました。平成 31 年 4 月には、区民が実感できるみどり豊かなまちづくりの実現に向け、より積極的、効果的な施策を展開するため、新たに「練馬区みどりの総合計画」を策定しました。

この計画では、30 年後に練馬のみどりに満足している区民を 80% にするという目標を掲げ、目標達成に向けた 2 つの基本方針として、みどりのネットワークの形成とみどりを育むムーブメントの輪を広げることを定めています。

(3) 練馬区緑化委員会

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第 9 条に基づき、「みどりの保全および創出に関する重要な事項を調査審議するための組織」として、昭和 52 年 4 月に設置しました。

区長の諮問に応じて、みどりの基本計画の策定・変更に関すること、みどりの保全および創出に関する重要な事項等について調査審議します。委員の任期は 2 年で、区民等、区議会議員、学識経験者の委員 20 人以内で構成しています。

令和 3 年度は 3 回開催し、「ねりまの名木の指定解除」等について審議しました。

2 みどりのネットワークの形成

(1) みどりのネットワーク形成の推進

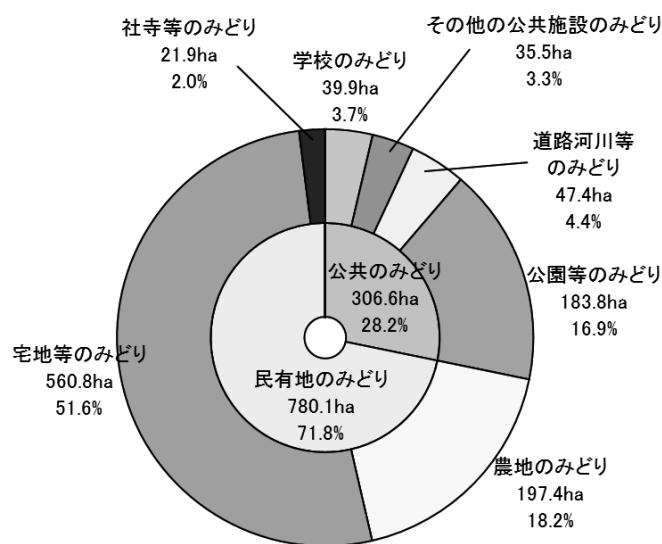
区の緑被率（草地、樹林地や農地などのみどりに覆われた面積の割合）は、22.6% であり、減少傾向にあります。

区は、「練馬区みどりの総合計画」を平成31年4月に策定し、みどりの拠点としての公園の整備や樹林地の保全、それらをつなぐみどりの軸となる道路や河川沿いの緑化により、みどりあふれるまちづくりを進めています。

緑被率の推移

| 年度 | 緑被率 |
|-------|-------|
| 平成23年 | 25.4% |
| 平成28年 | 24.1% |
| 令和3年 | 22.6% |

公民別緑被状況の内訳（令和3年）



(2) みどりの普及啓発施設

[四季の香ローズガーデン]

平成28年5月に花とみどりの相談所温室植物園跡を整備して開園した、6種類のバラの香りを楽しめる、国内でも珍しいバラ園です。令和3年5月から、新たに「色彩のローズガーデン」と「香りのハーブガーデン」のエリアが加わり、指定管理者による管理を開始しました。令和3年度の来園者数は119,454人でした。

[牧野記念庭園]

昭和33年12月に故・牧野富太郎博士の偉業を後世に伝えるため、邸宅跡を整備し開園した庭園です。令和2年3月に都指定文化財（名勝及び史跡）になりました。記念館では常設展示のほか、牧野博士や植物に関する企画展を行っています。令和3年度は企画展を3回開催しました。



四季の香ローズガーデン



牧野記念庭園

[土支田農業公園]

平成 5 年 5 月に、野菜づくりを通して自然と触れ合い、農文化に親しめる公園として開園しました。毎年 100 世帯に向けて農場スタッフの指導のもと、畑作りから収穫までを体験できる農業教室を開催しています。

[こどもの森緑地]

平成 27 年 4 月に子どもたちがみどりを活用した、木登りや泥遊びなどの自然体験ができる施設として開園した緑地です。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自由な発想で遊べるようサポートしています。令和 3 年度の来園者数は 39,398 人でした。



土支田農業公園



こどもの森緑地

[中里郷土の森緑地]

平成 29 年 3 月にみどりや生き物と触れ合う体験ができる施設として開園した緑地です。周辺の町会や商店会の協力を得て毎年、ホタルの観察会を開催しています。令和 3 年度の来園者数は 10,636 人でした。



中里郷土の森緑地のホタル

(3) 公共施設の樹木管理

区立中学校での倒木事故を契機に、令和3年8月に全区立施設で樹木の緊急点検を実施し、倒木の危険性が高い樹木は伐採、剪定を行いました。

この対応を踏まえ、令和2年1月に策定した「公共施設の樹木育成保全ガイド」に、樹木点検に関するチェックシートを追加したほか、安全確保などやむを得ず樹木を伐採する際の考え方や事故発生時の連絡体制と対応の方法、台風接近時の対応などを追記し、令和4年1月に改訂を行いました。これに基づき、区内の小中学校や地区区民館、保育園などの公共施設の樹木管理を行っています。

(4) 民有樹林地の保全

区内のみどりの約4分の3は民有地のみどりであり、区は、民有地のみどりを保全する事業を実施しています。

ア 都市計画緑地の拡大

屋敷林などの樹林のうち特に重要なものは、「緑確保の総合的な方針（令和2年7月改定）」に基づき、公有地化による保全に向けて地権者と交渉を進めています。

イ 市民緑地

区は、300 m²以上の樹林について、都市計画税・固定資産税が非課税となる市民緑地制度を活用して保全に努めています。区と所有者は土地の貸借契約（無償）を結び、園路整備や清掃・せん定などの日常管理を区が行うことで、樹林を広く区民に開放しています。敷地面積が1,000 m²以上を「憩いの森」、その他を「街かどの大森」と呼んでいます。

市民緑地の推移 (各年度末)

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 憩いの森 1,000 m ² 以上 | 40 か所 | 40 か所 | 40 か所 |
| | 97,235 m ² | 98,027 m ² | 99,127 m ² |
| 街かどの大森 300 m ² 以上 | 5 か所 | 5 か所 | 5 か所 |
| | 2,753 m ² | 2,753 m ² | 2,753 m ² |

ウ 保護樹木・保護樹林

区は、一定の条件を満たす樹木・樹林の所有者からの申請に基づき、保護樹木・保護樹林を指定しています。指定された樹木・樹林の所有者に対して、せん定費の助成や賠償責任保険の加入などの支援を行っています。

保護樹木・保護樹林の推移 (各年度末)

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|------|--------|--------|--------|
| 保護樹木 | 1,193本 | 1,162本 | 1,152本 |
| 保護樹林 | 72か所 | 73か所 | 74か所 |
| | 18.6ha | 20.3ha | 20.5ha |

(5) みどりの美しい街並みづくり

個人や団体が行う、まとまりや連続性のあるみどりの街並みづくりを支援する取組を進めています。

ア みどりの協定

区は、地域の緑化に取り組む町会や自治会などと協定を結び、苗木を提供するなど、協定地区の緑化活動を支援しています。

みどりの協定の推移 (各年度末)

| | 協定地区数 | 協定に基づく支援 |
|------|-------|--------------|
| 令和元年 | 20 | 苗木の提供 1,988本 |
| 令和2年 | 21 | 苗木の提供 1,444本 |
| 令和3年 | 21 | 苗木の提供 1,658本 |

イ 区民協働花壇事業

これまで実施してきた、自主管理花壇、駅からはじまる花いっぱい運動等の花壇管理事業を、令和3年度から「区民協働花壇事業」として1つに再編し、65か所54団体が活動を行いました。

ウ 緑化助成制度

道路に面した生け垣を新たに設置する場合や、低木等緑化、フェンス緑化等に要する費用の一部を助成しています。令和3年度の助成実績は、生け垣化18件(220.6m)、低木等緑化9件(68.9m²)、フェンス緑化3件(22.1m)でした。

(6) 緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければなりません。令和3年度は問合せが1,979件、事前協議申請が917件ありました。

(7) 樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければなりません。また、伐採したときは代替の植栽に努めるものとしています。令和3年度は38件の届出がありました。

3 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

(1) 個人のみどりを地域で守る活動の拡充

令和3年度に、民有地のみどりを地域で守る取組として、区民ボランティアによる落ち葉清掃を、3か所の保護樹林周辺で試行しました。活動は13回行い、参加者数は139名でした。

(2) 公園や憩いの森の区民管理の拡充

区は、町会や自治会などの地域団体による公園の自主管理活動（清掃・除草等）や、区民団体による憩いの森の自主的管理活動を支援しています。

公園や憩いの森の自主管理活動の推移 (各年度末)

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 公園 | 31か所 23団体 | 30か所 22団体 | 32か所 23団体 |
| 憩いの森 | 2か所 2団体 | 2か所 2団体 | 3か所 3団体 |

(3) みどりを守り育てる人材や団体の育成

令和2年度に、みどりを守り育てる人材や団体の育成を推進するため、「つながるカレッジねりま」に草花の基礎知識、植栽デザイン、グループ活動のコツなどを学べる「コミュニティ・ガーデナーコース」を開設しました。令和3年度は12回開催しました。

(4) 練馬みどりの葉っぱい基金

区は、平成16年10月に「練馬区みどりを育む基金（練馬みどりの葉っぱい基金）」を設置しました。基金は寄付金と区の積立金等からなっています。令和元年12月に、練馬のみどりを守り育てる活動の中から使いみちを選んで寄付ができる基金にリニューアルし、寄付者がみどりとつながる仕組みを構築しました。四季の香ローズガーデン（光が丘五丁目）のバラ等の植栽に約360万円、中里郷土の森（大泉町一丁目）のビオトープ池の設置等に約120万円を活用しています。

令和3年度末の現在高は、20億5,847万円です。